

倉敷市立旭丘小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

- ・ 本校は、児童数が300人程度の中規模校であり、各学年2クラスで学級の人数も25人程度である。友達同士のつながりが強く、良好な関係を築いている児童が多い。しかし、中・高学年を中心に気になる言動も見受けられるので、職員は、「いじめは絶対に許さない」という強い姿勢で、未然防止、早期発見に努めることが必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・ いじめの未然防止、早期発見に取り組むため、人権感覚を磨き、生徒指導部会と職員会議での情報交換を充実させ、全職員の共通理解を図って、全てのいじめの問題にチームで対応する。また、児童や職員はもちろんのこと、人権参観日、保護者対象の講演会などを実施し、保護者の人権意識の高揚を図る。
- 〈重点となる取組〉
- ・ 年2回、6月と12月に「なかよし週間」を設定し、児童一人一人との教育相談の時間を十分に確保することで、児童の悩みや人間関係について把握し、いじめの未然防止、早期発見に努める。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- ・ 人権参観日の保護者懇談会では、教員と保護者が人権問題や情報モラルについての協議を行うことで、人権意識の向上を図る。
- ・ 学級懇談、個人懇談では、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・ いじめ問題の各種相談窓口の紹介やインターネット・スマートフォン等の正しい使い方についての文章を保護者に配付し、家庭での指導に生かす。

学 校

いじめ対策委員会

〈いじめ対策委員会の役割〉

- ・ 基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行、いじめ問題への対応

〈いじめ対策委員会の開催時期〉

- ・ 年3回開催(学期に1回)

〈いじめ対策委員会の内容の職員への伝達〉

- ・ 直後の職員会議で全職員に周知。緊急の場合は、終礼で伝達。

〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉

- ・ 校内 校長、教頭、教務、生徒指導主事、各学年生徒指導部、養護教諭
- ・ 校外 スクールカウンセラー(必要な場合)

全 職 員

関係機関等との連携

〈連携機関名〉

- ・ 県教育委員会 ・市教育委員会

〈連携の内容〉

- ・ ネットパトロールによる監視
- ・ 保護者支援のための専門スタッフの派遣
- ・ 発生事案の報告、相談

〈学校側の窓口〉

- ・ 教頭

〈連携機関名〉

- ・ 水島警察署

〈連携の内容〉

- ・ 非行防止教室の実施
- ・ 定期的な情報交換

〈学校側の窓口〉

- ・ 教頭、生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止

(意識向上)

- ・ 「なかよし週間」で学級の実践目標を立て、実行する。また、人権標語やポスターを作成し、いじめ防止を呼びかける。
- ・ ネット上のいじめを防止するため、携帯電話やスマホ、インターネットを利用して情報を発信することの責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための授業を行う。
- ・ スマホ・ケータイ教室を実施し、ネットいじめなどについての知識を身に付ける。
- ・ 感染症に関するいじめ、偏見、差別を防止するため正しい知識を身に付け、相手の立場を考えて行動するように啓発する。

② 早期発見

(実態把握)

- ・ 年2回の教育相談で、児童の悩みや人間関係を十分に把握し、いじめの早期発見に努める。

(情報の共有)

- ・ 気になる児童については、生徒指導部会、職員会議で生活の様子や人間関係などの情報を共有する。緊急の場合は、終礼で伝達し、速やかに対応する。

(家庭との連携)

- ・ 家庭への連絡、保護者からの電話、個人懇談などで、児童の生活の様子や欠席理由などについての情報交換を行う。

③ いじめへの対処

(いじめの有無の確認)

- ・ 本人に事実の確認をするとともに、周囲の児童から情報収集を行い、いじめの有無、実態の把握をする。

(いじめへの組織的対応)

- ・ いじめ対策委員会を開催し、今後の対応、指導について協議する。

(いじめられた児童への支援)

- ・ いじめが確認された場合は、いじめられた児童を守り抜くことを最優先に、当該児童及び保護者に対して支援を行う。

(いじめた児童への指導)

- ・ いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させ、適切かつ毅然とした対処を行う。

倉敷市立旭丘小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

	会議、委員会 等	学 校 が 実 施 す る 取 組			
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処	
4月	○職員会議 ・基本方針、年間計画の 確認 ○生徒指導部会	○基本方針の保護者への周知と協力依頼		○発生事案への対処(随時) ○対応手順の共通理解(職員会議)	
5月	○生徒指導部会 ○職員会議	○生徒指導上配慮を要する児童の情報交換(職員会議)			
6月	○いじめ対策委員会 ○生徒指導部会 ○職員会議	○「なかよし週間」 ・人権の標語・ポスターの作成	○「なかよし週間」 ・教育相談 ・アンケート		
7月	○生徒指導部会 ○職員会議				
8月	○職員研修 ○職員会議				
9月	○生徒指導部会 ○職員会議	○人権参観日・保護者懇談会			
10月	○いじめ対策委員会 ○生徒指導部会 ○職員会議	○生徒指導上配慮を要する児童の情報交換(職員会議)			
		○教育講演会			
11月	○生徒指導部会 ○職員会議				
12月	○生徒指導部会 ○職員会議		○「なかよし週間」 ・教育相談 ・アンケート		
1月	○生徒指導部会 ○職員会議				
2月	○いじめ対策委員会 ○生徒指導部会 ○職員会議	○生徒指導上配慮を要する児童の情報交換(職員会議)			
3月	○生徒指導部会 ・基本方針、年間計画の 見直し ○職員会議				↓